

国民健康保険税 に関するお知らせ

固税務課（吉備庁舎）

税率

令和5年度（2023年度）の国民健康保険税は、税率の変更はありません。税率は右の表のとおりです。

前納納付書の廃止

前年度までは、一部の方を除いて、前納納付書（1枚）と1～8期までの納付書（8枚）の合計9枚を送付していましたが、二重納付を防ぐなどの理由もあり、今年度より前納の納付書を廃止させていただきました。今年度も前納で納付される場合は、1期から8期までの全ての納付書を一括でご利用いただき、窓口納付や決済アプリなどでの納付をお願いします。

区分	内訳区分	令和5年度 (2023年度)
医療給付費分 (加入者全員に課税)	所得割率	7.05%
	資産割率	15.00%
	均等割額	2万3,500円
	平等割額	2万6,900円
後期高齢者支援金等分 (加入者全員に課税)	所得割率	2.00%
	資産割率	0.00%
	均等割額	7,900円
	平等割額	8,100円
介護納付金分 (介護2号被保険者： 40歳から64歳の方に課税)	所得割率	1.80%
	資産割率	0.00%
	均等割額	9,100円
	平等割額	6,000円
合計	所得割率	10.85%
	資産割率	15.00%
	均等割額	4万500円
	平等割額	4万1,000円

軽減基準額の見直し

経済動向を踏まえ、低所得者に対する軽減措置の拡大のため、令和5年度（2023年度）の2割・5割軽減の判定基準額（計算式の数値）が見直しになりました。軽減を受けることができる世帯の基準額は次の表でご確認ください。

国民健康保険の納税義務者、世帯に属する被保険者、および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

※軽減を受けるための申請は必要ありませんが、世帯の中に未申告者が1人でもいる場合は、軽減を受けることができません。収入の有無に関わらず所得の申告が必要です。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	43万円+国保加入者数（特定同一世帯所属者数含む）×53万5千円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割	43万円+国保加入者数（特定同一世帯所属者数含む）×29万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方で後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方のことです。

賦課限度額の一部変更

被保険者間の税負担の公平性の確保および低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、税制改正に伴い、後期高齢者支援金分について賦課限度額が20万円から22万円に引き上げられます。

	令和5年度 (2023年度)	令和4年度 (2022年度)
医療分	65万円	65万円
支援金分	22万円	20万円
介護分	17万円	17万円
合計	104万円	102万円